

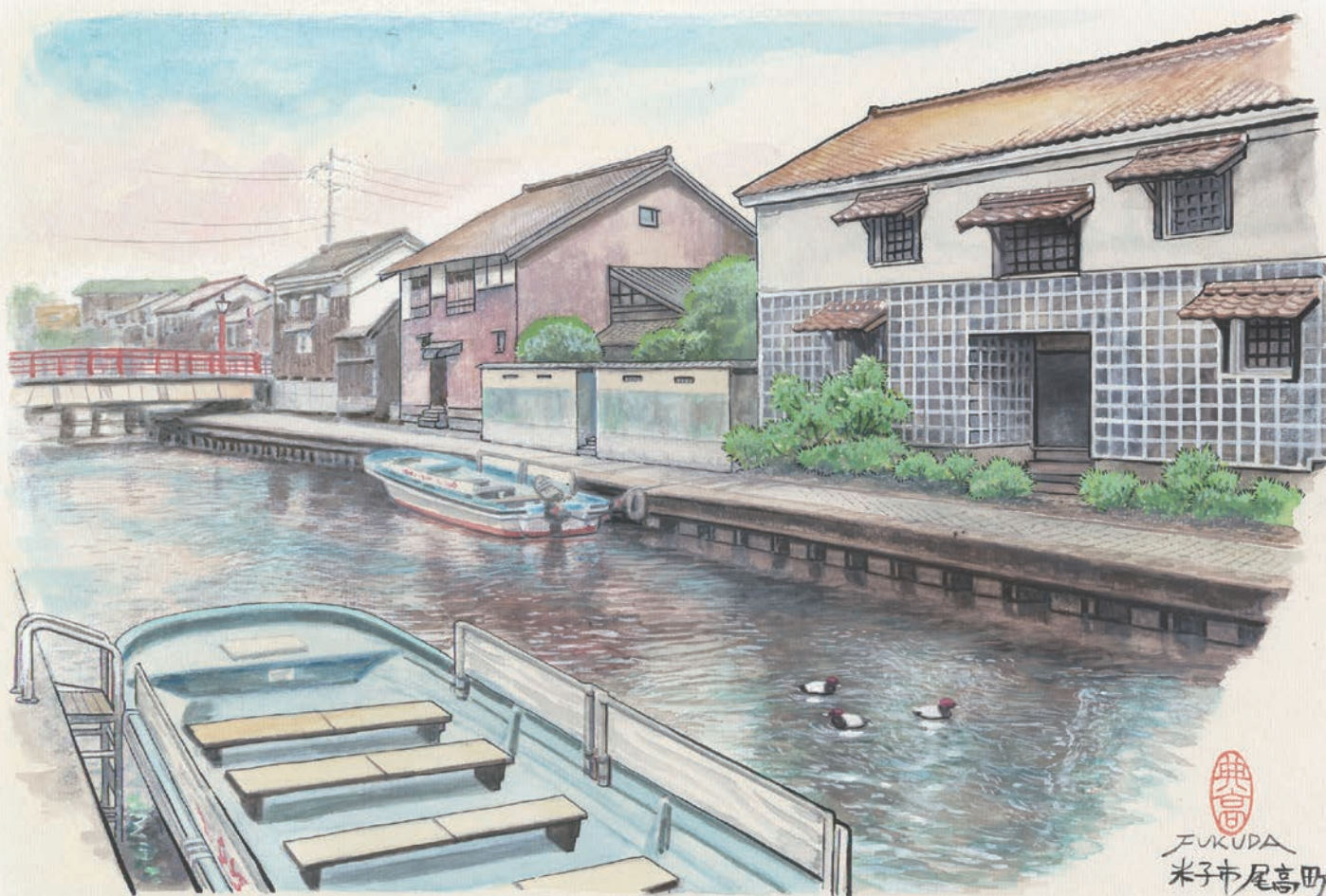
社会保険 とっとり

vol.598

2021
3

今月の記事

- 新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な事業主の皆様へ
- 退職される従業員の方へお知らせください 一国民年金の手続きについて
- 扶養家族が就職された場合の保険証の使用にはご注意ください!
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第82回 ～新型コロナウイルス感染症に対するワクチンについて～
- 「社会保険の事務手続き」配布のご案内
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内



米子市尾高町

水彩画6号

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により 厚生年金保険料等の納付が困難な事業主の皆様へ

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、**猶予制度**を受けられることがありますので、**お早めに管轄の年金事務所へご相談ください**。(ご相談は電話でも受け付けています。)

※納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。(令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象)

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合

- 猶予期間中の**各月に分割して納付**いただけます。
- 猶予期間中は、**延滞金が年8.8%から1.0%に軽減**されます。
- **財産の差押や換価(売却等現金化)が猶予**されます。

猶予を受けられる期間

- 猶予期間は、**原則、1年以内**となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、**1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります**。
詳しくは、年金事務所にご相談ください。

担保の提供

- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて**担保の提供は不要**となります。

※国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。



退職される従業員の方へお知らせください。

— 国民年金の手続きについて —

従業員の方が退職する際、資格喪失日以降の状況により、国民年金の手続きをご自身で行う必要があります。

20歳以上60歳未満の方が退職される場合

退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合 (配偶者の扶養家族にならない場合)

- お住まいの市区町村役場で第1号被保険者へ切り替える手続きをしてください。
(同日付で再就職するなど、引き続き厚生年金保険に加入される場合は、ご本人が届け出る手続きはありません。)
- 退職時に配偶者が第3号被保険者であった場合は、配偶者も市区町村役場で第1号被保険者へ切り替える手続きをしてください。

※第1号被保険者に切り替えることで、ご本人により保険料を納めていただきますが、経済的に納付が困難な方が利用することができる「特例免除制度」があります。

退職後に配偶者(第2号被保険者)の扶養家族となる場合

- 配偶者の勤務する会社に「第3号被保険者届」を提出してください。



60歳以上の方が退職される場合

退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合

- 国民年金に任意加入する方を除き、ご本人の手続きは必要ありません。
- 退職する方の配偶者が20歳以上60歳未満で第3号被保険者だった場合、配偶者はお住まいの市区町村役場で第1号被保険者へ切り替える手続きをしてください。

各種届出をする際の添付書類や制度の詳細については、
市区町村役場の窓口または最寄りの年金事務所まで
お問い合わせください。



ご相談・
お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

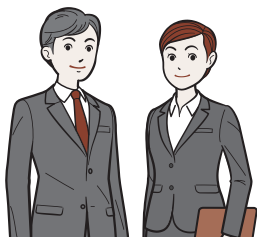
米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

扶養家族が就職された場合の 保険証の使用にはご注意ください!

Q 従業員の扶養家族が4月1日付で就職することになりました。就職先で健康保険証が発行されるようですが、新しい保険証が手元に届くまでの間、今までの保険証を使用してもよいですか?

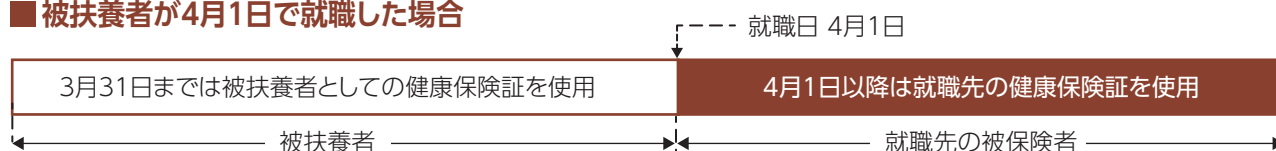
A 健康保険証は、扶養を外れた日(扶養解除日)から使用することができません。被扶養者が健康保険証を使用できるのは、扶養解除日の前日までです。
ご質問のケースの場合は、扶養家族の就職日である4月1日が扶養解除日になります。よって、扶養家族の方が、4月1日以降に今までの健康保険証を使用することはできません。



被扶養者でなくなる日(扶養解除日)

- ①被保険者が資格喪失した場合はその日
- ②就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④死亡した日の翌日

■被扶養者が4月1日で就職した場合



資格がなくなっている健康保険証で医療機関を受診した場合、後日、協会けんぽが負担した医療費を返していただくことになります。

資格のない健康保険証を使用して医療機関を受診することは、協会けんぽが本来負担する必要のない医療費を負担することになり、健康保険料率に影響を及ぼしかねません。

すみやかな健康保険証の回収と、届の提出にご協力ください



被扶養者が扶養から外れる場合は、事実発生日から5日以内に「健康保険被扶養者(異動)届」に被扶養者の健康保険証を添付のうえ、日本年金機構にご提出いただきますようお願いいたします。

健康保険証が回収できない場合は、「被保険者証回収不能届」の添付が必要です。回収不能届は、日本年金機構または協会けんぽのホームページからダウンロードいただけます。

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 レセプトグループ

☎ 0857-25-0053 〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送可能です。

↓ 各種申請書はこちらから
ダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



第82回 新型コロナウイルス感染症に対するワクチンについて

▼ワクチンとは何か

感染症対策の切り札といわれるワクチンは、病原体から作られた無毒化あるいは弱毒化された抗原である。これを人間に投与することで、体内の病原体に対する抗体を作らせ、感染症にかからない、あるいはかかっても重症化しないための、感染症に対する免疫を獲得させるものです。ワクチンは、抗生物質が効かないウイルス性の感染症にも効果があります。

抗原は、抗体を作る免疫細胞上の抗原レセプター（抗原とくっつくところ）に結合し、免疫反応を引き起こさせる物質のことを指し、それをめがけて抗体やリンパ球が病原体を攻撃しやっつけます。病原体や合成されたタンパク質などが抗原となります。抗原に反応して病原体をやっつけるために作られるタンパク質を抗体と呼びます。

▼ワクチンの作り方

生ワクチンは、病原体を使ったものです。生体内の免疫を引き出すが、感染症（病気）にはならないような病原体（弱毒化病原体）に改造して使うのです。獲得できる免疫力が強く、効果が長く続き、安く作れると言われていますが、弱毒化したものを見つけるのが偶然に左右されるので、緊急の際は作成が間に合いません。

不活化ワクチンは、死菌ワクチンとも呼ばれ、化学的に処理をして死んだ病原体や、抗原の部分だけを培養（増やす）したものが使われます。抗体しか作ることができないので、効果が長続きせず、何度か打たないといけないものが多いです。

生ワクチンも不活化ワクチンも鶏の卵（有精卵）を使って、作ります。たとえばインフルエンザワクチンは、生後6-12か月の鶏の卵を10-12日温め、タネのウイルスを注入し、約4か月培養し（卵の中でウイルスを増やし）、不活化処理をして、ワクチン原液ができます。この条件に合う有精卵の確保に6か月ぐらいかかるので、ワクチンができるまでには1年数か月はかかるのです。ワクチンを作るには大量の卵が必要ですので、国民の数だけ作るのは大変で、従来の作成方法では、今回の流行を収束させるには間に合わないのです。

▼新型コロナウイルス感染症のワクチン

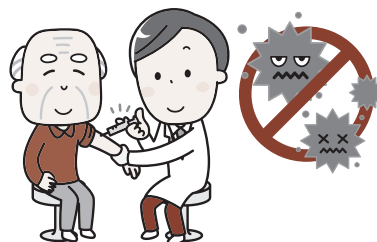
今回は、いままでにない新しいワクチンが導入されました。ファイザー社・ビオンテック社のワクチンは、このウイルスにしかない細胞の表面の特徴的なタンパク質をつくる遺伝子の配列を解読し、それを作らせる設計図をもつmRNA（メッセンジャーRNA）という遺伝子情報を人工的に作成し、それをナノ粒子に入れて、ヒトの細胞に入れると、ヒトの細胞がウイルスのタンパク質を作り、それがヒトの免疫反応を刺激し、免疫

細胞や抗体を動員する作用を持っています。

アストラゼネカ社によるワクチンは、別の仕組みを使って作られています。これは、新型コロナウイルスの表面にある突起のタンパク質から遺伝子を取り出し、チンパンジーから一般的な風邪のウイルス（アデノウイルス）の遺伝子を採取し、ヒトの体内で増殖しないように無害化したものにコロナウイルスの遺伝子を組み込んで作られるものです。このワクチンがヒトの細胞に入り込むと、抗体や免疫細胞が活性化されます。これは新型コロナウイルスに対応できる部分を含んでいるので、この新ウイルスにも効くという仕組みです。

▼ワクチン接種の始まり

2月中旬にファイザー社のワクチンが日本に到着し、医療従事者から接種され始めます。高齢者には4月以降、一般の人にはそれ以降となるようです。世論調査などでは、打ちたくない人もかなりいるようです。ファイザー社のワクチンもアストラゼネカ社のワクチンもいままでのワクチンと異なる作成方法で作られたものですから、未知の副作用が心配なのだろうと思います。欧米人を対象にして開発されたワクチンが日本人に効くのかという心配を持つ人もいますが、感染症の発生や感染防止の仕組みは人種では変わらないので、おそらく日本人にも同様に効くだろうとは推測されます。副作用については、先行接種をする医療従事者での結果が3月には報告されるようになるので、その報道を注視して、心配を解消してから接種し始めることになるでしょう。おそらく、国民の半数以上が接種を終えるようになれば、流行を抑える効果が出てくるでしょう。それでも、完全な感染防止、重症化防止は達成できないと考えられるので、今後も感染予防行動の継続は必要になるでしょう。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

新事務担当者向け

令和3年度版「社会保険の事務手続」配布のご案内

新しく社会保険の事務を担当される皆様に参考にしていただくため、社会保険の基礎的な内容を掲載した冊子「社会保険の事務手続」を当協会の会員でご希望の事業所（令和2年度の協会費を納付されている事業所に限ります。）へ無償で配布いたします。部数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

配布部数 一事業所1部 **申込期限** 4月16日（金）

配布時期 5月中旬頃

申込方法 事業所名、所在地、連絡先、担当者名を明記のうえ、FAXにて（一財）鳥取県社会保険協会へお申し込みください。
FAX番号 0857-30-7133



契約保養施設 利用料補助・ 優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所（協会費を納付されている事業所に限ります。）の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。

詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。

利用料補助施設

施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
国民宿舎 ブランナルみささ	鳥取県東伯郡三朝町三朝	0858-43-2211
鳥取県市町村職員共済組合 溪泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテル大山しろがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助（1年度に1事業所10名以内）。
利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

優待利用施設

- 船員保険会【4施設】
- ホテル法華クラブグループ【19施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- プリンスホテルご優待プラン
（全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等）
- 湯快リゾートグループ【29施設】
- ダイワロイヤルホテル【27施設】
- かんぽの宿【35施設】
- HMIホテルグループ【42施設】
- その他【宿泊施設8施設・日帰り施設6施設】

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。
交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。